

山形認定こども園あすなろ園 重要事項説明書

1・施設運営主体

名 称	公益財団法人 鉄道弘済会
所 在 地	東京都文京区小石川1丁目1番1号 文京ガーデンゲートタワー19階
電 話 番 号	03-6261-3298
代 表 者 氏 名	会長 森本 雄司

2・利用施設

施設の種類	保育所型 認定こども園		
施設の名称	山形認定こども園 あすなろ園		
施設の所在地	山形市上町2丁目5-36		
連絡先	電話番号	023-644-7663	
	ファックス	023-644-7673	
管理者	園 長 秋葉 弘巳		
対象児童 利用定員	(1) 対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号・第2号・第3号区分 に該当する子ども (2) 利用定員		
	1号認定の子ども	6名(3歳~5歳各2名)	
	2号認定の子ども (1号認定6名含む)	62	
	3号認定子ども	満1歳以上	31
		満1歳未満	7
開設年月日	2020年 4月 1日		
事業所番号			

3・施設の目的・運営方針

(1) 施設の目的

本園は、児童福祉法第39条の規定に基づき、教育・保育を希望する子どもを、保護者様よりお預かりし、教育・保育を行うことを目的とします。

(2) 運営方法

本園は、法の基本理念と関係法令に基づき、入園する子どもが明るく衛生的な環境において心身ともに健やかに、社会に適応できるように育成し援助するものとします。

また、運営に当たっては、山形市児童福祉法施行条例、山形市子ども・子育て支援施行条例及びその他関係法令等を遵守するものとします。

4・当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	1434 m ²
	園庭	575.5 m ²

園 舎	構造	2階建鉄筋コンクリート造り
	延べ面積	756.9 m ²
	新築年月日	平成4年3月18日

(2) 主な施設

設 備	部 屋 数	備 考
乳児室	1室	いちご組1歳児
ほふく室	1室	いちご組0歳児
保育室	4室	のいちご組2歳児、りんご組3歳児、みかん組4歳児、くり組5歳児について各1室
遊戯室	1室	
ホール	1	
調理室	1室	
相談室	1室	

5・職員の設置状況

(1) 職員の職種と配置状況

職 種	員 数	常 勤	非 常 勤	
園 長	1	1		
副 園 長	1	1		
主任保育士	1	1		
主幹保育教諭	1	1		
副主任保育士	1	1		
保育士	16	16		
看護師	1	1		
栄養士	2	2		
調理師	1	1		
事務用務	1	1		
業務委託医	3	3		小児科、歯科、耳鼻咽喉科
備考				
1 保育士・保育教諭は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。				
2 上記に掲げる職員のほか、必要に応じ職員を置くものとします。				

(2) クラス人数と職員の配置状況

クラス名	対象年齢	2・3号利用定員	1号利用定員	利用総数	保育士数
いちご組	0歳児	7		7	3
いちご組	1歳児	13		13	3
のいちご組	2歳児	18		18	3
りんご組	3歳児	18	2	20	2
みかん組	4歳児	19	2	21	1
くり組	5歳児	19	2	21	1

備考

- 1 保育士・保育教諭は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。
- 2 上記に掲げる職員のほか、必要に応じ職員を置くものとします。

6・保育を提供する時間及び日

当園では、教育・保育などを提供する時間及び日を次のとおり定めています。

月曜日から土曜日までの7時10分から19時20分。ただし日曜、国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます。

(1) 教育・保育時間

保育必要量	保 育 時 間
保育標準時間	午前7時10分から午後6時10分までの範囲内で保育を必要とする時間
保育短時間	午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で保育を必要とする時間

(2) 時間外保育

保育必要量	保 育 時 間
保育標準時間	午前7時10分から午後6時10分までの範囲外で保育を必要とする時間
保育短時間	午前8時30分から午後4時30分までの範囲外で保育を必要とする時間

7・提供する教育・保育の内容

(1) 教育・保育の内容

当園は、保育所保育指針に基づくとともに、山形市児童福祉条例に基づき保育を提供するほか、次に掲げるものを行います。

- ア 特定教育・保育(延長保育、一時預かり保育)
- イ 養護と教育の一体的な提供
- ウ 食育の提供
- エ 子育て家庭に対する支援
- オ その他必要な教育・保育

(2) 食事及びおやつを提供

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯におやつ及び食事を提供いたします。

年齢	午前間食	昼食	午後間食	延長保育時間
0歳児	9:30	11:10	15:30	18:10
1歳児	9:30	11:10	15:30	18:10
2歳児	9:30	11:10	15:30	18:10
3歳児		11:20	15:30	18:10
4歳児		11:20	15:30	18:10
5歳児		11:20	15:30	18:10

8・保育料のほかに負担していただく費用

当園では、次に掲げる費用についてお支払いいただきます。

(1) 主食代及び副食費の利用者負担

項目	内容・負担を求める理由及び目的	金額
以上児給食代	【2号認定子どもに係る給食費】	月額
	主食費（米代）	米代 700円
	副食費（おかず代）	おかず代 4,700円
	【1号認定子どもに係る給食費】	月額
	主食費（米代）	米代 600円
	副食費（おかず代）	おかず代 4,700円
絵本代	保育教材として	月額 370円～450円程度

※副食費については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

(2) 時間外保育（延長保育）に係る利用者負担

保育標準時間（18：10～19：20の間）

項目	時間（単位）	金額
延長保育料（延長）	1回につき	250円

保育短時間（7：10～8：30 / 16：30～18：10 / 18：10～19：20の間）

項目	時間（単位）	金額
延長保育料（早朝・延長）	1回につき	250円

※当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付する。

(3) 1号認定に係る一時預かり（幼稚園型）に関する利用者負担

期間	時間（単位）	利用金額	食事代
◎月曜日～金曜日	7：10～8：30	100円	
	8：30～9：00	100円	
	13：00～16：00	300円	
◎土曜日	7：10～8：30	100円	240円
◎長期休業日	8：30～9：00	100円	
夏季 8/10～8/16	9：00～13：00	500円	
冬季 12/26～1/3	13：00～16：00	500円	
春季 3/25～3/31	16：00～18：00	200円	
	18：00～19：20	250円	

※上記に掲げる費用のほか、保育の提供にあたって必要な費用（園外保育・特別保育など）を別途お支払いいただくことがあります。

この場合、あらかじめ費用をいただく目的やその理由について適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

9・利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了させていただきます。

- (1) 子どもが小学校に就学したとき。
- (2) 1号・2号・3号の認定が取り消されたとき。
- (3) 山形市と協議の上、適当と認められないとき。

10・業務委託医

当園は、以下の医療機関と業務委託契約を締結しています。

小児科

医療機関の名称	荒井小児科医院
医院長名	荒井 崇彦
所在地	山形市久保田1-4-27
電話番号	023-674-8357

歯科

医療機関の名称	後藤歯科医院
医院長名	後藤 寛
所在地	山形市上町1丁目13-11
電話番号	023-644-1814

耳鼻咽喉科

医療機関の名称	医療法人横田医院
医院長名	横田 雅司
所在地	山形市桜田東2丁目10-40
電話番号	023-629-8585

11・苦情などに関する相談窓口

当園では、苦情などにかかわる窓口を以下の通り設置しています。

当園ご利用 相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・解決責任者 秋葉 弘巳（園長）・受付担当者 近江 晶子（主任保育士）・ご利用時間 当園開園日 開園時間内・電話番号 023-644-7663・FAX番号 023-644-7673・担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---------------	--

第三者委員	細矢 正利様 丹野 寛寿様
-------	------------------

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

12・非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、防災マニュアル及び消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ警報器 有 ・非常用電源 無 ・その他カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・災害に備えての備蓄 食糧 [二日分] 飲料水 (二日分) 拡声器・ラジオ・懐中電灯・発電機
避難・消火訓練	・条例の規定に基づき、避難訓練及び消火訓練を毎月実施しています。

避難場所

第一避難場所	園庭
第二避難場所	上町公園
第三避難場所	双葉公園